

第 1 次 障 害 者 活 躍 推 進 計 画

(計画期間:令和2年4月1日～令和7年3月31日)

令 和 2 年 4 月

米子市選挙管理委員会

機関名	米子市選挙管理委員会
任命権者	米子市選挙管理委員会委員長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
米子市選挙管理委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>米子市選挙管理委員会は、職員数が5名程度の小規模な機関であり、障がいのある職員の在籍も無く、障がい者の受け入れに係る組織的な体制整備等も特段行ってこなかった。</p> <p>しかしながら、障がい者の社会参画がより一層進む中で、市長部局をはじめとする他機関からの出向により障がいのある職員が在籍する機会も今後想定される。</p> <p>障がいのある職員が活躍できる組織づくりのためには、障がい者と職場で関わる機会が少ない職員の障がい者雇用に関する理解の促進と、受け入れ体制整備・環境整備が重要となる。</p>
目標	
①採用に関する目標	○障がい者に限定した募集・採用は行っていないが、市長部局をはじめとする他機関からの出向により障がいのある職員が在籍する機会も見据えた障がい者雇用に関する職員の理解を促進するため、必要に応じて在籍する職員に障がいに関する理解促進・啓発のための研修を受講させる。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として米子市選挙管理委員会事務局長を選任する。</p> <p>○令和3年3月までに、市長部局と合同で組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者）を整備するとともに、必要に応じて組織外の関係機関（特別支援学校、鳥取労働局、米子公共職業安定所その他障害者支援機関）と連携体制を構築し、各々の役割分担を整理した上、関係者間でこれらを共有する。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、鳥取労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○職員に対し、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。</p> <p>○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を受講させる。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	

	<p>○今後新たに障がいのある職員が在籍する場合には、当該職員の能力や希望も踏まえ、年に1回以上組織内におけるアンケート等を実施・活用し、職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	
<p>(1) 職務環境</p>	<p>今後、新たに障がいのある職員が在籍する場合には、次の対応について検討・実施する。</p> <p>○障がいのある職員からの要望を踏まえ、働きやすい環境整備を検討する（スロープ、エレベーター、多目的トイレ、休憩室等は設置済）。</p> <p>○障がいのある職員からの要望を踏まえ、各自の特性に対応した就労支援機器の購入を検討する。</p> <p>○新規に採用した障がいのある職員については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、合理的な配慮の範囲で適切に実施する。</p>
<p>(2) 働き方</p>	<p>○障がいのある職員の在籍の有無に関わらず、時間単位の年次有給休暇や療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
<p>(3) キャリア形成</p>	<p>○今後、新たに障がいのある職員が在籍する場合には、本人の希望等も踏まえつつ、実務研修・向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
<p>(4) その他の人事管理</p>	<p>今後、新たに障がいのある職員が在籍する場合には、次の対応を行う。</p> <p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の取組を行う。</p> <p>○中途障がい職員（在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方の設定等の取組を行う。</p>
<p>4. その他</p>	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への積極的な発注等を通じて、地域における障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>